

埼玉県鉄道駅ホームドア設置促進事業補助金交付要綱

(平成29年6月13日制定)

(趣旨)

第1条 県は、鉄道駅ホームにおける利用者の安全性向上を図るため、鉄道事業者が行う補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）に必要な経費について、当該鉄道事業者へ補助（負担を含む（以下同じ。））をする市町村（政令指定都市は除く。以下同じ。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、次の（1）から（4）までのいずれかに該当する埼玉県内の鉄道駅における、ホームドア（可動式ホーム柵を含む。以下同じ。）の整備に関する事業とする。

（1）乗降客数が1日1万人以上の駅

（2）視覚障害者の利用が多い駅

（3）無人駅（終日無人駅又は一部時間帯無人駅（無人となる鉄道事業者管理に係る改札口がある場合を含む。）をいう。）

（4）その他知事が特に必要と認める駅

(補助対象経費)

第3条 前条に定める事業に係る経費のうち、設計費、ホーム改良工事費、ホームドア設置工事費及びこれらに附帯する工事費を補助対象経費とする。

(補助額)

第4条 前条の補助対象経費に対する補助金の額は、補助対象経費の6分の1以内、かつ、市町村負担額の2分の1以内で知事の定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助の対象となる駅が軌道法施行規則第21条第2項第4号に規定する料金又は鉄道事業法施行規則第34条第1項第4号に規定する料金に係る制度（以下この項において「鉄道駅バリアフリー料金制度」という。）の適用を受ける場合における前条の補助対象経費に対する補助金の額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

- 一 前項の規定による額
- 二 前条の補助対象経費から鉄道駅バリアフリー料金制度により充当される額を減じた額の4分の1以内、かつ、市町村負担額の2分の1以内で知事の定める額

(補助限度額)

第5条 補助限度額については次のとおりとする。

- (1) ホームドア1列あたりの補助上限額は30,000千円とする。
- (2) 複数の市町村が同一の駅に対して補助をする場合、各市町村への補助上限額は、(1)により定めた補助上限額に各市町村の負担割合を乗じた額とする。

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項に規定する申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、毎会計年度定めるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者に対して通知するものとする。
- 3 規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- 4 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、別に定める書類とする。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(事業内容の変更等の承認申請等)

第8条 市町村は、規則第6条の規定に基づいて知事の付した条件に従い、知事の承認を得ようとする場合は、様式第3号の変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、補助対象事業の重要な部分に関するもの以外の変更で、市町村負担額に変更を生じない範囲の変更とする。

(交付決定の変更及び通知等)

第9条 知事は、前条第1項の規定により申請書(規則第6条第1項第1号の変更に係るものに限る。)の提出があったときは、その内容を審査し、申請が適正であると認めた場合には、当該変更を承認し、様式第2号の変更交付決定通知書により市

町村に通知するものとする。

- 2 知事は、前条第1項の規定により申請書（規則第6条第1項第3号の中止又は廃止に係るものに限る。）の提出があったときは、その内容を審査し、申請が適正であると認めた場合には、当該中止又は廃止を承認するものとする。

（一括設計審査の申請及び通知等）

第10条 市町村は、補助金の交付の申請をしようとする事業の施工年度が2か年度以上にわたる場合は、初年度にまとめて知事の設計審査（以下「一括設計審査」という。）を受けなければならない。

- 2 一括設計審査を受けようとする者は、当該事業に係る補助金の交付申請前に、様式第4号の一括設計審査申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 市町村は、補助金の交付決定後において、一の年度に事業が完了せず、事業の施行年度を2か年度以上にわたることとした場合は、第8条第1項の規定により様式第3号の変更承認申請書を提出する前に、様式第4号の一括設計審査申請書を知事に提出し、その審査を受けなければならない。
- 4 知事は、前2項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、申請が適正であると認めた場合には、当該申請を承認し、様式第5号の一括設計審査に係る承認通知書により市町村に通知するものとする。
- 5 前項の規定による知事の承認を受けた事業に係る各年度の補助金額の算定に当たっては、当該承認を受けた事業に着手する時点におけるこの要綱の規定を適用する。

（一括設計審査に係る変更及び通知等）

第11条 前条第4項の規定による知事の承認を受けた者は、当該承認を受けた事業の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ様式第6号の一括設計審査に係る変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、前条第4項の規定による知事の承認を受けた後に補助金の交付決定を受けている場合は、第8条第1項の規定による様式第3号の変更（中止・廃止）承認申請書の提出により、この項本文の規定による申請書の提出に代えることができる。

- 2 知事は、前項本文の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、申請が適正であると認めた場合には、様式第5号の一括設計審査に係る変更承認通知書により、市町村に通知するものとする。
- 3 第1項ただし書の規定による申請書の受理に係る事務については、第9条の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「前条第1項」とあるのは、「第11条第1項ただし書」と読み替えるものとする。

（状況報告等）

第12条 市町村は、知事の要求があったときは、補助対象事業の遂行の状況等について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

2 知事は必要に応じて、補助対象事業の遂行の状況等について調査できるものとする。

(実績報告)

第13条 市町村は、補助対象事業が完了等（補助対象事業の完了又は中止若しくは廃止をいう。次項において同じ。）したとき又は補助対象事業が完了せずに会計年度が終了するときは、様式第7号の実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告書の提出期限は、次の各号に掲げる報告の事由に応じ、当該各号に定める日までとする。

一 補助対象事業が完了等したとき 補助対象事業の完了等後30日以内の日又は補助対象事業が完了した日の属する会計年度終了の日のいずれか早い期日

二 補助対象事業が完了せずに会計年度が終了するとき 当該会計年度終了の日

(交付額確定通知書の様式)

第14条 規則第14条の交付額確定通知書の様式は、様式第8号のとおりとする。

(補助金の請求)

第15条 市町村は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第9号の支払請求書を知事に提出しなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第16条 市町村は、市町村補助金等を交付する鉄道事業者に対し、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保（以下「処分」という。）に供させないものとする。ただし、市町村が補助金の全部に相当する額（加算金又は延滞金を納付しなければならない場合には、それらの額を含む。）を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過した場合は、この限りでない。

2 市町村は、鉄道事業者による前項の処分を承認しようとする場合は、あ

らかじめ、様式第10号の財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 鉄道事業者が補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したときは、補助金の全部又は一部を市町村から県に返還させることができるものとする。

(書類の整備等)

第17条 市町村は、補助対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項で規定する帳簿及び証拠書類の保存期間は、財産処分制限期間を経過する日までの間とする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年度分の補助金から適用する。